

●「さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度」の開始について

札幌市では、2008 年度から、地域の安全や災害対策、子育てなど札幌市の幅広い分野におけるまちづくりについて包括的に連携・協力していくことを取り決めた「さっぽろまちづくりパートナー協定」を市内企業と締結し、まちづくりに関する協力体制を構築してきました。

このたび、地域に根差したまちづくり活動に取り組む企業を「さっぽろまちづくりスマイル企業（以下、「スマイル企業」）」に認定する「さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度」を 7 月 1 日から開始します。

同制度では、認定企業のまちづくり活動を市公式ホームページで周知するほか、認定証や企業の PR に利用可能な認定マークの付与、活動実績に応じた各種表彰を行います。

スマイル企業の活動を広く知っていただくことで、より多くの企業が地域の一員としてまちづくりへ参加するきっかけとし、地域コミュニティ活性化につなげてまいります。

1 名称

さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度

2 背景・目的

少子高齢化や核家族化など社会情勢が大きく変化する中で、札幌市の人口は今後、減少に転じることが見込まれる。

そのような時代を迎えるに当たり、豊かで活力ある地域社会の発展を続けていくためには、企業の地域に根差した積極的な関わりを拡大し、支援していくことが必要である。

本制度の実施を通じて、地域との積極的な関わり方を模索している企業などによる意欲的かつ継続的なまちづくり活動の促進を図る。

3 制度開始日（登録受付開始日）

2019 年 7 月 1 日（月）

4 対象

1 年以上札幌市内で事業実績のある、地域に根差したまちづくり活動に取り組む企業

5 「さっぽろまちづくりスマイル企業」認定方法

(1) 制度への登録

登録企業名は、市公式ホームページ(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/csr/smile/>)に掲載する。

(2) まちづくり活動への参加・協力

登録企業は、営利を目的とせず、暮らしやすい街をつくるための公益的な活動として、札幌市や町内会等によるまちづくり活動（別紙参照）への協力・連携などを行う。

(3) 活動報告

登録企業は、当該年度に取り組んだ活動内容について、翌年度 4 月末までに札幌市へ報告書を提出する。

(4) 検討委員会による認定（毎月開催予定）

検討委員会において、登録企業から提出のあった活動報告書に基づき、さっぽろまちづくりスマイル企業への認定可否を決定する。認定期間は、翌年度 3 月末まで。毎年登録更新手続きが必要。

認定企業について、市公式ホームページ等において活動内容を紹介するほか、認定証を授与する。また、認定企業は「スマイル企業認定マーク」を企業PR等に使用できる。

(5) 表彰・認定ランク付与

認定企業のうち、特に積極的にまちづくり活動に取り組み、その功績が顕著であると認められ、3年以上一定基準の活動を継続している企業には、市長または市民文化局長表彰を実施する。

さらに、市長表彰を受けた企業に対しては、活動の実績に応じて「ゴールド企業」もしくは「シルバー企業」として認定ランクを付与する。

表彰	認定ランク	1年間に実施する活動の目安	
		従業員 100 人以上	従業員 100 人未満
市長表彰	ゴールド企業	年間 60 活動程度	年間 40 活動程度
	シルバー企業	年間 30 活動程度	年間 20 活動程度
局長表彰	—	年間 15 活動程度	年間 10 活動程度



▲スマイル企業
認定マーク



▲ゴールド企業
認定マーク



▲シルバー企業
認定マーク

＜参考：「さっぽろまちづくりパートナー協定」との相違点＞

「さっぽろまちづくりパートナー協定」は、複数分野での連携実績に加え、協定締結を機に新たな分野での連携協力があること、これまで以上に社会貢献活動・連携事業を進めていく体制などがあることを要件としており、現在の締結企業（17 協定・24 社）は比較的規模の大きな企業が中心となっている。

その一方、札幌市内企業の大多数は中小企業が占めており、これらの企業は主に地元に寄り添った活動を行っている。「さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度」では、地域に根差したまちづくり活動を行っている企業を認定し、その活動を積極的に広報することにより、地域との積極的な関わり方を模索している企業がまちづくり活動に参加するきっかけとする。スマイル企業を増やしていくことにより、地域コミュニティの活性化を図る。

問い合わせ先

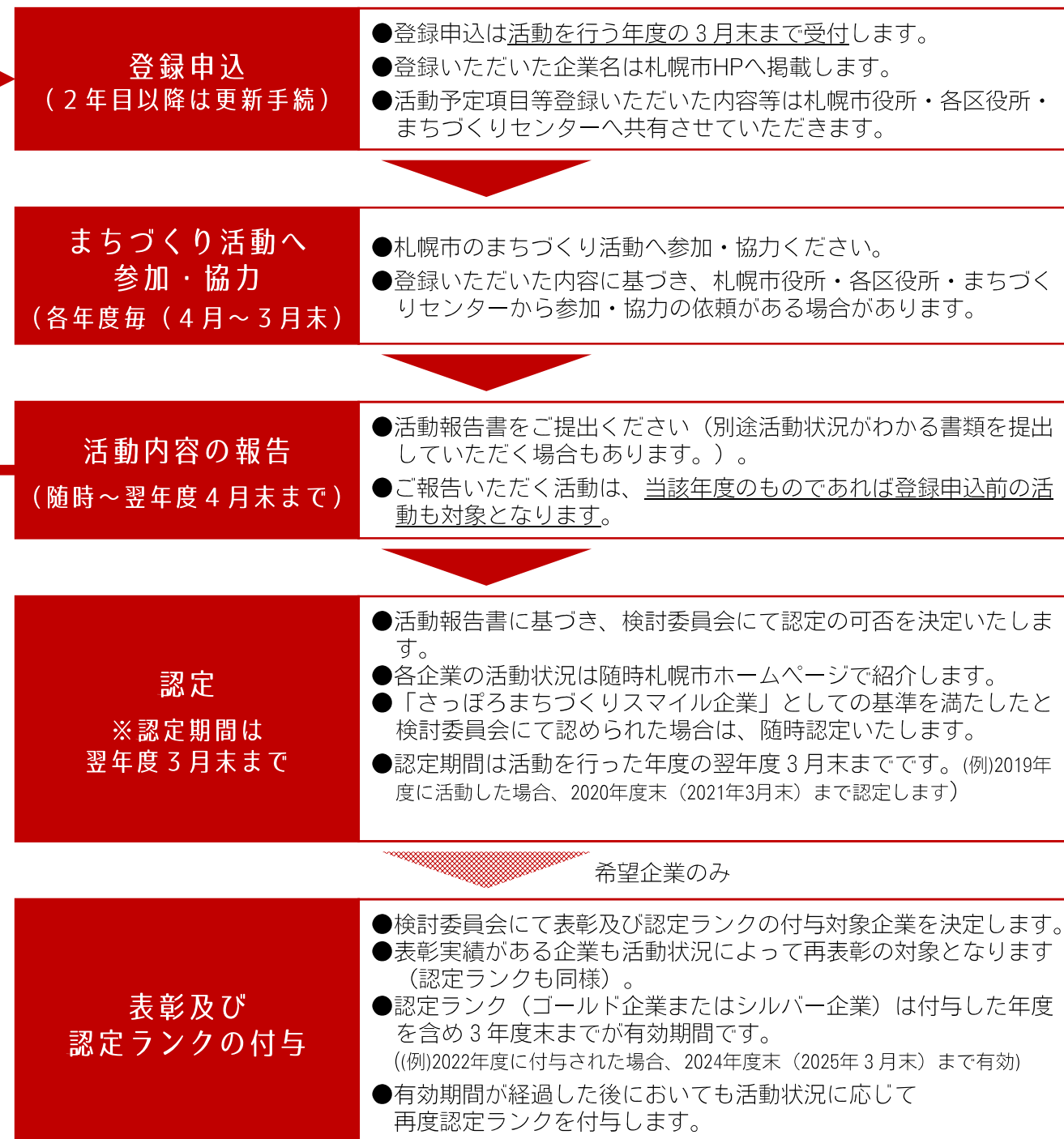
市民文化局市民自治推進室市民自治推進課（市民活動促進担当）柏原、高橋

電話：211-2964、ファクス：218-5156

登録～認定・表彰までの流れ

- 登録(更新)から認定は年度毎に行います。
翌年度も登録・認定・表彰を希望する場合は更新手続きが必要です。

翌年度も登録等を希望する場合は更新手続きが必要です



- 本制度・申請に関する詳細はHPでご確認ください●

お問い合わせ先

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課 CSR担当係
電話：211-2964 F A X：218-5156 e-mai:csr_info@city.sapporo.jp
HP: <http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/csr/smile/>

- 各区の地域コミュニティに関する取組については各区地域振興課またはまちづくりセンターへお問い合わせください●

お問い合わせ先

《各区役所 地域振興課》
中央区(電話：205-3221) 北区(電話：757-2407) 東区(電話：741-2429) 白石区(電話：861-2422)
厚別区(電話：895-2442) 豊平区(電話：822-2427) 清田区(電話：889-2024) 南区(電話：582-4723)
西区(電話：641-6926) 手稲区(電話：681-2445)
《まちづくりセンター検索》 <http://www3.city.sapporo.jp/shimin/shinko/>
※「マチトモNavi」から地域等を検索すると該当地域の「まちづくりセンター」が表示されます

- 札幌市で実施している制度・取組等は札幌市HPでご確認いただき制度担当へ直接お申込みください●



「さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度」はじまります。

札幌市のまちづくり活動に積極的に取り組む企業を認定します

「地域の健康づくりに協力している」
「区で実施している環境美化活動に参加している」
「小学生の職場体験を受入して子どもの健全育成に貢献している」
「札幌市地域安全サポーターズに登録して地域の防犯・安全活動に参加している」
・・・ など

札幌市のまちづくり活動に積極的に取り組んでいただき、一定の基準を満たした企業を「さっぽろまちづくりスマイル企業」として認定いたします。

まずは、地域と顔の見える関係づくりから始めませんか？

認定を受けるメリット

- 1 認定証・認定マークを付与します。(認定バッジもご購入いただけます)
- 2 札幌市ホームページ等により認定企業として活動を広報します。
まちづくり活動に特に積極的に取り組んでおり、その功績が顕著で
- 3 他の模範と認められる企業には表彰を行います。表彰を受けた企業へは「ゴールド企業」「シルバー企業」として認定ランクを付与します。

どんな企業が対象になるの？

● 以下の条件を満たす企業又は事業所が対象です。

- (1) 営利を目的とした企業又は当該企業を構成員とする営利を目的とした任意団体、協同組合。
- (2) 札幌市内に所在する企業又は事業所(本社が札幌市になくても可)。
- (3) 札幌市内で継続して1年以上の事業の実績があること。
- (4) 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

本社(支社)もしくは事業所単位の
どちらかでお申込みください。
(両方の申込みはできません)

次に該当する企業又は事業者は、登録の対象となりません。

●法令などに抵触する恐れのあるもの。 ●公序良俗に反する恐れのあるもの。 ●政治性、宗教性があるもの。 ●民事再生法及び会社更生法による再生または更正の手続き中のもの。
●行政処分を受けた企業は、当該処分の日(当該処分に期間の定めがある場合はその終期)から1年を経過していないもの。また、行政指導を受けて、改善がなされていないもの。 ●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者。 ●本市に登録しないことが適切と認めるもの。

どんな活動が対象になるの？

● 営利を主な目的としない企業の公益的な活動のうち、地域のまちづくりに関する活動が対象です。

- 1 札幌市が実施する制度や取組、イベントへの連携・協力・寄付・協賛。
- 2 町内会や地域の実行委員会、札幌市が中心となっている組織委員会等が実施する取組やイベントへの連携・協力・寄付・協賛。
- 3 上記1、2以外の企業が独自に取り組む活動については、営利と関係せず地域に直接貢献したと社会的に認められる活動(札幌市内で行なわれ、札幌市民の参加・利用実績がある活動が対象です)。

《取組項目と活動例》

項目	活動例
①地域コミュニティ(必須)	地域コミュニティや地域のまちづくり活動への積極参加やイベント等への寄付・協賛、地域活動を行う場の提供、福祉除雪等の除雪ボランティア等 (下記②～⑥の活動のうち、区や地域コミュニティと連携した活動は「①地域コミュニティ」に関する活動となります)
②防犯・防災・安全	防犯活動、消費者トラブルの未然防止に関する活動、交通安全運動、冬の砂まき・消火栓除雪、災害時における物品提供や復旧工事、消防や防災に関する活動、これらの分野にかかるイベント等への協力・寄付・協賛等
③環境	ゴミ拾い、植花・維持管理、エコ活動、環境に関するイベント等への協力・寄付・協賛等
④子ども・子育て	子育て支援に関する活動、職場体験受入、学校へ講師派遣、虐待防止に関する活動、子ども・子育てに関するイベント等への協力・寄付・協賛等
⑤健康・福祉	高齢者や障がい者に関する見守りや社会福祉に関する活動、健康増進・食育に関する取組、これらの分野にかかるイベントやセミナーへの協力・寄付・協賛等
⑥産業・文化・活力	スポーツ・文化の振興、シティプロモート、産業振興に関する活動、ワークライフバランスや男女共同参画等に関する活動、これらの分野にかかるイベント等への協力・寄付・協賛等
⑦広報協力	パンフレット配架やポスター掲示等の広報協力
⑧その他	①～⑦以外に地域に貢献したと社会的に認められる社会貢献活動

★ 札幌市が実施する制度や取組のうち、助成金の交付や企業の採用に関する取組など、企業の本来的な活動を支援するための制度・取組への連携・協力は、本制度で認定する活動の対象外です。

★ 札幌市で実施している制度・取組等は札幌市HPでご確認いただき、参加・登録を希望する場合は直接制度担当へお申込みください。

★ ①「地域コミュニティ」に関する活動について相談したい場合は、活動を希望する地域の地域振興課もしくはまちづくりセンターへご相談ください(希望する内容や地域の状況等によりご希望に沿えない場合もあります)。

さっぽろCSRインフォメーションをご活用ください

さっぽろCSRインフォメーションでは、企業のみなさまにご協力いただきたいまちづくり活動の情報発信を行っております。

本制度で認定の対象となる、『札幌市で実施している制度』や『市のイベント等への協力依頼』、『店舗や事業所でのポスター掲出によるPR活動の協力依頼』などが掲載されており(※)、更新情報等はメールでも随時ご案内しております。

どんな活動をしたらよいかわからない・・・といった際は、掲載されている活動を比較しながら、参加・協力しやすい取組をご検討ください。

※札幌市のすべての活動が掲載されているわけではありません。

URL: <http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/csr/info.html>

札幌市ホームページ内で検索

CSR

検索

どのくらい活動したら認定になるの？

● 従業員数(パート・アルバイト含む)によって認定となる基準が異なります。

※ 認定の基準は以下のとおりですが、検討委員会にて活動内容を総合的に判断し、認定の可否を決定します。

従業員数	認定基準	必須条件
100人以上	年間 7 活動以上	「地域コミュニティ」に関する活動については、寄付・協賛以外の活動に2つ以上ご参加ください。
100人未満	年間 5 活動以上	

※従業員数は、申込みいただいた単位(本社(支社)もしくは事業所)における人数が適用になります。

● 活動の具体例と認定の例 ●

(★): 区や地域コミュニティと連携した活動例(寄付・協賛以外)
(○): 札幌市が実施している制度・取組

活動の具体例
町内会の夏祭りへの協力(★)
町内会の運動会への協力(★)
町内会のお祭りに場所を提供(★)
町内会のお祭りに寄付・協賛(20,000円以上)
区のイベントや事業への協力(★)
地域の川の清掃活動に参加(★)
地域の交通安全運動に参加(春・夏・秋)(★)
地域安全サポーターズに登録して見守り活動(★)(○)
区や地域の防災訓練に参加(★)
冬の砂まき・消火栓除雪(★)
店舗周辺の環境美化活動(年間通して活動)(★) ※アダプト制度を実施している区もあります(★)(○)
植花や水やりなどの維持管理(★)
さっぽろエコメンバーへ登録して活動(○)
生物多様性応援宣言に登録(○)
札幌市事業者等による見守り事業への協力(○)
認知症サポーター養成講座受講(○)
地域の小学生の職場体験受入(★)
ワーク・ライフ・バランスplus企業認証を取得(○)
札幌市からのポスター・チラシ配架依頼 (概ね年間6事業以上)
札幌市民の啓発を目的としたセミナー開催

活動の具体例は
ホームページにも
掲載しています。



左記のような活動にご協力いただき、
上記の認定基準を満たした場合に認定となります。

例) 100人未満の企業の場合

- ①町内会の夏祭りへの協力(会場設営など)(★)
- ②地域の川の清掃に参加(★)
- ③冬の砂まき(★)
- ④町内会のイベントに年間通して20,000円協賛
- ⑤地域安全サポーターズに登録して見守り活動(★)



●防犯活動や交通安全運動、冬の砂まき・消火栓の除雪、ゴミ拾い、植花・維持管理など継続的な取組が必要となる活動については、是非年間を通した活動にご協力ください。

札幌市からのポスターやチラシの配架協力は、年間でのご協力をお願いいたします(概ね6事業以上)。

●寄付・協賛は、20,000円以上いただいた場合とし(協賛品は相当額)、年間の合算が可能です。

※上記活動例において(★)がついていない活動も、区や地域コミュニティと連携して活動していただいた場合は「地域コミュニティ」に関する活動となります。

表彰制度について

札幌市のまちづくり活動に特に積極的に取り組んでおり、その功績が顕著で他の模範と認められる企業に対して表彰を行います(希望企業のみ)。

表彰については、活動の内容や回数等を基に検討委員会により決定します。

《表彰に該当する活動回数の目安》

表彰	認定ランク	1年間に実施する活動の目安		実施期間
		従業員数100人以上	従業員数100人未満	
市長表彰	ゴールド企業	年間60活動程度	年間40活動程度	3年以上継続
	シルバー企業	年間30活動程度	年間20活動程度	
局長表彰	—	年間15活動程度	年間10活動程度	

※認定ランクは付与した年度も含め、3年度末まで有効です((例)2022年度に付与された場合、2025年3月末まで有効)。

有効期間が経過した後においても、活動状況に応じて再度認定ランクを付与します。